

協働ルール検討会議で持ち越されている主な課題

理念に関連して

新しい公共の概念に関する議論、普及啓発

- ・ 前文：新しい公共の説明
- ・ 新しい公共の定義：市民、市民団体、事業者及び市が協働して創出し、共に担う公共をいう。（2条1号）
- ・ 何が公共か、という点は、時代によって変わるものであり、一律に定義化するのは難しい面があるとともに、具体的な事例の積重ねのなかで、これから作りあげていく概念ともいえる。定義ひとつをとっても議論すべき余地を残しているが、これからの市民社会にぜひとも必要な概念にとらえ、条例の基本理念として位置付けたところである。（提言P.6）
- ・ 今回の条例化をきっかけとして、新しい公共の創造に関する議論や取組みが進んでいくことを願うものである。（提言P.7）

事業者が行う活動の位置付け（市民活動の定義に関連して）

- ・ 事業者が行う活動　　新しい公共をベースに、市民等、事業者、市の協力も存在する、という考え方で市民活動に位置付け、市民事業の仕組み（11条）協働事業の仕組み（12条）など今後の運用の場で具体的に考えていくこととした。（解説P.8）
- ・ 事業者の定義：営利を目的とする事業を行う個人又は法人で、新しい公共に参加する意思のある者をいう。（2条5号）
- ・ すべての事業者を対象とするのではなく、「新しい公共に参加する意思のある事業者」という点を明示。
- ・ 事業者とは、大きな企業だけではなく、コミュニティのなかで元気にやっている小さなお店も含めた幅広い考え方が重要。（解説P.11）

社会資源の活用・創出・提供

- ・ 社会資源の定義：情報、人材、場所、資金、知恵、技等の市民活動を推進するために必要な資源をいう。（2条6号）
- ・ 場や機会の充実：市民等、事業者及び市は、前項の社会資源の活用等を進めるために、自発的な意思表示が可能な場や機会の充実に努める。（8条2項）
- ・ 社会資源の活用等を進めるためには、新しい公共への参加や自らの資源の提供等に

ついて自発的に意思表示できる場や機会が重要。

- ・ 協働の拠点（9条）をはじめとして、様々な参加や協働の場や機会を充実していくことが必要。（解説 P.15）

しくみの考え方

社会資源の活用、創出、提供を進めるための基本的機能として整理された7項目を参照してください。 **提言 P.9~10**

情報、人材、相談、資金、場所、交流・連携、登録に関する機能

具体的な検討課題

1. 協働推進会議（14条）について（解説 P.23 提言 P.22）

確認されていること

- ・ 条例運用の中心的組織である。
- ・ 自主性、独自性、自由な議論を尊重するため、市長の諮問事項を調査・審議する附属機関（地方自治法第202条の3）としては位置付けない。
- ・ 市長との間で、位置付けや役割等を盛り込んだ基本協定を締結する。
- ・ 公開を原則とする。
- ・ 13条の提案制度関連：提案の場、意見書の作成、市へ送付（13条）
- ・ 推進会議に関する事項は、協働の原則に基づいて定めていく。

主な検討テーマ

- 1-1 推進会議の位置付けと役割
- 1-2 基本協定案の作成
- 1-3 推進会議の運営方法や決定プロセス
- 1-4 推進会議の委員構成や公募の方法
- 1-5 事務局機能の強化

2. 協働事業（12条）について（解説P.19）

確認されていること

- ・ 定義：市民等、事業者及び市が、お互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業をいう。（2条8号）
- ・ 12条の内容
 - 協働の原則（3条1項）に基づいて事業を実施すること（1項）
 - 事業に関する基本的事項を定めた協定を締結すること（2項）
 - 事業実施のために市民、市民団体、事業者が市に登録すること（3項）
 - 3項の登録は、市長が規則で定めるところにより取り消すことができること（4項）
 - 具体的な仕組みの内容は、協働の原則に基づいて別に定めること（5項）

主な検討テーマ

- 2-1 登録・登録取消要件（12条3、4項） 規則で定める予定（H15.4）
- 2-2 対等性を重視した協働事業の流れ
 - ・ 市からの発案だけではなく市民や市民団体からの事業提案のしくみ
 - ・ 公開性を重視したしくみ：公募、公開の場による議論（協働推進会議）
 - ・ 提案 協議 協定 実施 評価
- 2-3 財源：市の予算との関係
- 2-4 事業者の参加

3. 市民事業（11条）について（解説P.17）

確認されていること

- ・ 定義：市民等及び事業者が行う社会に貢献する自由で継続的な市民活動をいう。（2条7号）
- ・ 市民事業は、市民が自分たちの想いを実現するために自由に行う事業であるため、規則等で細かく内容を定めることはその趣旨にあわない。具体的な仕組みについて検討が必要な場合は、これまでの市民事業の実績を踏まえて検討することが必要である。
- ・ 届け出制度：交流や市との連携を望む場合には、市長への届け出を行うことができるが、市の管理的色彩を帯びたものではなく、自主性を尊重した制度とする。

主な検討テーマ

3-1 市民事業の届け出制度 規則で定める予定 (H15.4)

4. 提案制度 (13条) について (解説 P.21)

確認されていること

- ・ 協働推進会議 (14条) を活用した公開性を重視した提案制度
- ・ 公開の場での協議、協働推進会議の意見書作成、市の内容反映検討義務・検討結果に関する説明責任
- ・ 協働事業の提案の場として活用

主な検討テーマ

4-1 提案制度の流れ (解説 P.22 の図参照)

4-2 他の提案制度や審議会等との整合性

5. 協働の拠点 (9条) について (解説 P.15)

確認されていること

- ・ 社会資源の充実を図るための協働の拠点
- ・ 協働の拠点は、原則として市民等がその運営を担う。
- ・ 拠点の多様性：拠点はひとつに限定せず、中心的な拠点 (市民活動センター) を核として様々な内容の拠点間のネットワークを重視する。

主な検討テーマ

5-1 市民活動センターの具体的な機能

5-2 運営について

6. 協働の指針について

- ・ 14年度末中間報告 15年度確立